

## 鳥取市まちなか居住推進施策コーポラティブ住宅整備促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コーポラティブ住宅整備促進事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「コーポラティブ住宅」とは、住宅購入や建築など志向を同じくする複数の者が組合を結成し、共同して敷地の取得(定期借地権設定による権利取得を含む。)や建物の企画、設計、建築工事等の発注を行い、住宅取得を行う方式によって建設する住宅をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、鳥取市中心市街地活性化基本計画（平成30年3月23日内閣総理大臣認定）に基づく中心市街地の区域（以下「中心市街地」という。）において、自らが入居するためにコーポラティブ住宅を建設する者または、自らがその入居者を募集し、入居が決定するまでの期間、土地の権利を保有しようとする者により結成した組合（以下「組合」という。）に対し、当該コーポラティブ住宅に係る共用通路等の共用部分の建設、整備等に必要な費用の一部を助成することにより、コーポラティブ住宅における生活の安定向上を図り、もって、中心市街地の居住人口の増加により本市の活性化を促進することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、中心市街地において、コーポラティブ住宅の新築を行う事業（鳥取市内に本店、営業所等を有する業者と工事請負契約（当該請負金額が500千円以上のものに限る。）を締結して行う事業に限る。）であって、本補助金の交付の決定を受けた日より1年以内に完了するものとする。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本補助金の交付を申請した日（以下「申請日」という。）において、結成されている組合とする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、当該コーポラティブ住宅に関する通路、駐車施設、緑地、広場、供給処理施設、共用通行部分（廊下、階段、エレベータ等をいう。）その他の共用部分（当該コーポラティブ住宅の建設地の隣接地で中心市街地内の土地のうち当該建設地の所有者が所有するものについて、当該コーポラティブ住宅建設のため、当該共用部分と同等に整備の必要があると市長が認める場合は、その必要と認める部分を含む。）に係るもの（土地の購入等に要する経費を除く。）とする。

(補助金の算定等)

第7条 本補助金は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、こ

れを切り捨てる。) 以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、交付対象事業に係る1戸当たり1,000千円により算定される額を限度とする。

2 本補助金は、同一の敷地で行われる補助対象事業又は同一の補助対象者に対して1回に限り交付する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(交付申請)

第8条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に規定する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) コーポラティブ住宅整備促進事業計画書(様式第1号)
- (2) コーポラティブ住宅整備促進事業収支予算書(様式第2号)
- (3) 工事又は購入に係る見積書の写し
- (4) 補助対象経費内訳書
- (5) 補助対象数量計算書
- (6) 位置図、平面図及び立面図
- (7) 組合の設立を確認出来る資料

(補助事業等の変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了後1月以内の日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に規定する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) コーポラティブ住宅整備促進事業報告書(様式第1号)
- (2) コーポラティブ住宅整備促進事業収支決算書(様式第2号)
- (3) 工事請負契約書又は住宅購入契約書の写し
- (4) 補助対象経費内訳書
- (5) 補助対象数量計算書
- (6) 補助対象事業の成果が確認できる写真
- (7) 建築確認が必要な建築行為の場合は、検査済証の写し

(財産の処分制限)

第11条 規則第16条のただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか本補助金に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月24日から施行する。

コーポラティブ住宅整備促進事業計画（報告）書

1 住宅の所在地

鳥取市 ( )

2 住宅の入居予定者（申請者）

計 名

3 住宅の名称、号室等

4 住宅の所有者

5 住宅の構造及び規模 構造 階建

6 事業の内容

見積（決算）額	円
補助対象経費（A）	円
補助金交付（申請）額 (A)× /100（上限 千円）	円 (千円未満の端数切り捨て)
事業開始（予定）年月日	年 月 日
事業完了（予定）年月日	年 月 日

7 事業の目的

コーポラティブ住宅整備促進事業収支予算（決算）書

1 収 入

科 目	金 額 (円)	備 考
鳥 取 市 補 助 金		
自 己 資 金		
借 入 金		
合 計		

2 支 出

科 目	金 額 (円)	備 考
住 宅 建 設 費		
設 計 監 理 費		
そ の 他		
合 計		



※以下参照資料※ ~~様式第3号(第8条関係)~~

年 月 日

鳥取市長 様

住 所

(組合員)

氏 名

印

### 誓 約 書

以下のとおり相違ないことを誓約します。

誓約事項（該当欄に「レ」を記載すること。）

・ コーポラティブ住宅整備促進事業により新築し、購入し、又は改修したコーポラティブ住宅を5年以内に取り壊しをしません。	<input type="checkbox"/>
・ コーポラティブ住宅整備促進事業補助金の交付日より5年以上、組合を解散しません。	<input type="checkbox"/>
・ コーポラティブ住宅整備促進事業補助金の交付申請日の属する年度中に鳥取市に転入します。	<input type="checkbox"/>
・ 以上の事項に違反又は事実と相違することがあったときは、コーポラティブ住宅整備促進事業補助金の一部又は全部を直ちに返還します	<input type="checkbox"/>

~~様式第4号(第8条関係)~~

年 月 日

鳥取市長 様

住 所

(組合員)

氏 名

印

## 確 認 書

以下のとおり相違ないことを確認します。

土地所有者

住 所

氏 名

印

入居者

住 所

氏 名

印

組合員との間柄